共済組合	百分の〇・一未満	百分の十
	百分の〇・一以上百分の二・七五未満	百分の三
	百分の二・七五以上百分の五・五未満	百分の二
	百分の五・五以上百分の七・五未満	百分の一
	百分の七・五以上百分の一・七未満	百分の〇・五
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の〇・一未満	百分の十
	百分の〇・一以上百分の一・五未満	百分の三
	百分の一・五以上百分の二・五未満	百分の二
	百分の二・五以上百分の三・五未満	百分の一
	百分の三・五以上百分の未満	百分の〇・五

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

〇厚生労働省令第七十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第五条第一項の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法第十条第一項の規定に基づく指定試験機関等を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

社会福祉士及び介護福祉士法第十条第一項の規定に基づく指定試験機関等を指定する省令の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法第十条第一項の規定に基づく指定試験機関等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する指定試験機関、第三十五条第一項に規定する指定登録機関、第四十一条第一項に規定する指定試験機関及び第四十三条第一項に規定する指定登録機関として、次の者を指定する。 （表略）	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第十条第一項に規定する指定試験機関、第三十五条第一項に規定する指定登録機関、第四十一条第一項に規定する指定試験機関及び第四十三条第一項に規定する指定登録機関として、次の者を指定する。 （表略）